

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（<u>第二百三十三</u> <u>条の二―第二百四十六条の七</u>）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（<u>第三百二十六条―第三百二十九条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、<u>第九十九条第十</u> <u>三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の</u> <u>二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く</u> <u>。</u>）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（<u>第二百三十四</u> <u>条―第二百四十六条</u>）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（<u>第三百二十六条―第三百二十八条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、<u>第九十九条第十</u> <u>三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の</u> <u>二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く</u> <u>。</u>）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。</p>

一〇三三三 (略)

三十四 特例業務届出者 法第六十三條第五項に規定する特例業務届出者をいう。

三五五〇 (略)

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇三三三 (略)

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。第十六條の

五の二第三号及び第二百三十三條の二第一項第四号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三條第一項第十九号及び第五百十條第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八條第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八條

一〇三三三 (略)

三十四 特例業務届出者 法第六十三條第三項に規定する特例業務届出者をいう。

三五五〇 (略)

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇三三三 (略)

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三條第一項第十九号及び第五百十條第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八條第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節を除き、以下同じ

の二第二項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ(1)及び第二百四十一条第二項第一号ロを除き、以下同じ。)若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務(金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。)に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二十一条第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。)に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。

十四〇十六 (略)

(訳文の添付)

第二条 法(第三章から第三章の三まで及び第八十八条(金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。))に限る。次条において同じ。)、令(第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。))又はこの府令(第二百三十六条、第二百三十八条の二、第二百三十九条から第二百四十

。若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務(金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。))に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二十一条第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。))に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。

十四〇十六 (略)

(訳文の添付)

第二条 法(第三章から第三章の三まで及び第八十八条(金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。))に限る。次条において同じ。)、令(第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。))又はこの府令(第二百三十六条及び第二百三十九条から第二百四十三条までを除く。)

一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六条の三、第二百四十六条の四及び第二百四十六条の六（特例業務届出者に係るものに限る。）を除く。）の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（登録の申請又は届出に係る使用人）

第六条（略）

2（略）

（登録申請書の添付書類）

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以

の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（登録の申請に係る使用人）

第六条（略）

2（略）

（登録申請書の添付書類）

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以

下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第五号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）

ロシニ（略）

三三七（略）

（人的構成の審査基準）

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に

下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第五号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号並びに第二百八条の三十二第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号及び第九十一条第一項第四号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）

ロシニ（略）

三三七（略）

（人的構成の審査基準）

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に

遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

(1)・(2) (略)

(3) 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十三条第十号イ、第二百四十一条の二第四号並びに第二百四十六条第三号イ(1)において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ (略)

五 (略)

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の五の二 令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に

遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

(1)・(2) (略)

(3) 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ並びに第二百二十三条第十号イにおいて同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ (略)

五 (略)

(新設)

規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四條、第二百二十三條第一項第三十号、第二百二十五條の七第二項第二号及び第六節において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五條の十六第三項に規定する親会社等をいう。同号及び同節において同じ。）の子会社等

二 当該金融商品取引業者が行う一の運用財産の運用に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

三 当該金融商品取引業者が一の運用財産の運用として行うこととなる取引の対象となるもの（以下この号において「取引対象」という。）の価値等（取引対象の価値、オプションの対価の額又は取引対象に係る指標の動向をいう。以下この号において同じ。）若しくは価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断をいう。）に關し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、当該金融商品取引業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該金融商品取引業者と締結している者又は当該投資判断に關し、当該方法により助言を行うことを約し、当該者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該者と締結している者

四 令第十五條の十の七第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使

用人

五 令第十五条の十の七第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

（特定投資家に準ずる者）

第十六条の六 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 令第十七条の十二第一項第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる者

二 その取得する出資対象事業持分（法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下同じ。）に係る私募又は私募の取扱いの相手方であつて、第二百三十三条の三各号に掲げる者

（特定投資家に準ずる者）

第十六条の六 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下

この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二百二十三条第一項第二十八号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第二百二十三条第一項第二十八号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十六條の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚

生年金保険法第七十六条第二項の規定による届出がされているものに限り。）及び企業年金基金

二 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人（存続厚生年金基金及び企業年金基金を除き、ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者又は有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること。

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約又は有限責任事業組合契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること（イに該当する場合を除く。）。

三 次に掲げる要件のいずれかに該当する個人（ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること。

(2) 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること（イに該当する場合を除く。）。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一〜四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一〜四 (略)

五 第七条第三号の二に掲げる事項について変更があつた場合（電

（新設）

子取引基盤運営業務を行うこととなつた場合に限る。）次に掲げる書類

イ 電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ 電子取引基盤運営業務に関する社内規則

ハ 電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ 第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

六〇八 (略)

2・3 (略)

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び前条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（親会社等となる者）

第三十三条 (略)

2 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五

五〇七 (略)

2・3 (略)

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（親会社等となる者）

第三十三条 (略)

2 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五

号) 第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下この項において「譲渡会社等」という。)から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等に該当しないものと推定する。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一〜五 (略)

六 第四十四条第四号の二に掲げる事項について変更があつた場合

号) 第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下この項において「譲渡会社等」という。)から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条及び第二百二十五条の七第二項第二号において同じ。)に該当しないものと推定する。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一〜五 (略)

(新設)

(電子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限る。) 次に掲げる書類

イ 電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ 電子取引基盤運営業務に関する社内規則

ハ 電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ 第四十五条第七号りに掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

七〇 略

2・3 (略)

(業務の内容又は方法の変更の届出)

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの(内容に変更のあるものに限る。)  
。を記載した書類及び前条第一項第六号に定める書類(内容に変更のあるものに限る。)を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第

六〇 略

2・3 (略)

(業務の内容又は方法の変更の届出)

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの(内容に変更のあるものに限る。)  
。を記載した書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第

一号に掲げる事項、第九十二条の二第一項第三号に掲げる事項（その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるものの売買その他の取引に係るものである場合に限る。）及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が出資対象事業持分の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

四 第百二十九条第一項第三号又は第四号に掲げる行為を行う場合にあっては、その旨

2・3 （略）

一号に掲げる事項、第九十二条の二第一項第三号に掲げる事項（その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分（法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下同じ。）のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるものの売買その他の取引に係るものである場合に限る。）及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が出資対象事業持分の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（新設）

2・3 （略）

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〜二十七 (略)

二十八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)。

以下この号及び第二百三十三条の二第四項第二号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。) 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第二百三十三条の二第四項第二号において「改正前厚生年金保険法」という。) 第三百三十条の二第一項の規定による投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき、同条第二項に規定する年金給付等積立金の運用(以下この号及び第二百三十条第一項第十四号において「積立金の運用」という。)を行う場合において、当該投資一任契約の相手方である特定投資家以外の存続厚生年金基金(平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〜二十七 (略)

二十八 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第一項の規定による投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき、同条第二項に規定する年金給付等積立金の運用(以下この号及び第二百三十条第一項第十四号において「積立金の運用」という。)を行う場合において、当該投資一任契約の相手方である存続厚生年金基金(特定投資家を除く。)から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備していない状況

されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備していない状況

二十九 (略)

三十 適格機関投資家等特例業務において、出資対象事業への出資を行っている適格機関投資家が特例業務届出者の子会社等である適格機関投資家のみであることその他の事情を勘案して法第六十条第一項各号に掲げる行為を適切に行っていないと認められる状況

256 (略)

(特定投資家向け有価証券に関する告知の方法)

第二百二十五条の五 (略)

2 法第四十条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定す

二十九 (略)

(新設)

256 (略)

(特定投資家向け有価証券に関する告知の方法)

第二百二十五条の五 (略)

2 法第四十条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定す

る発行者等情報をいう。以下同じ。)が公表されている場合にはその旨及び公表の方法(当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス(使用する自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。第二百三十八条第一号及び第二百四十一条第一項第十号において同じ。)を含む。)

五 (略)

3 (略)

第二百二十五条の七 (略)  
(特定店頭デリバティブ取引)

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとする。

一 (略)

二 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等、子会社等又は親会社等の子会社等(当該金融商品取引業者等を除く。)が当該取引

る発行者等情報をいう。以下同じ。)が公表されている場合にはその旨及び公表の方法(当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス(使用する自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。二百三十八号第一号及び二百四十一条第一項第十号において同じ。)を含む。)

五 (略)

3 (略)

第二百二十五条の七 (略)  
(特定店頭デリバティブ取引)

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとする。

一 (略)

二 取引を行う金融商品取引業者等の親会社等(令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この号において同じ。)

の相手方となる場合における当該取引

三・四 (略)

(運用財産相互間取引の禁止の適用除外)

第二百二十九条 法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第

二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由の説明(以下この号から第四号までにおいて「取引説明」という。)を行い、当該全ての権利者の同意(双方の運用財産の法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあつては、双方の運用財産に係る(1)の同意を含む。)を得たものであること。

(1)・(2) (略)

ロ (略)

三 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用(適格機関投資家等特例業務(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であつて、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七

、子会社等又は親会社等の子会社等(当該金融商品取引業者等を除く。)が当該取引の相手方となる場合における当該取引

三・四 (略)

(運用財産相互間取引の禁止の適用除外)

第二百二十九条 法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第

二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由の説明(2)において「取引説明」という。)を行い、当該全ての権利者の同意(双方の運用財産の法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあつては、双方の運用財産に係る(1)の同意を含む。)を得たものであること。

(1)・(2) (略)

ロ (略)

(新設)

条の十二第二項に掲げる要件に該当するものに限る。第三百三十四  
条第一項第三号において同じ。）を行うものに限る。次号におい  
て同じ。）を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に取引説明  
を行い、当該全ての権利者の有する出資対象事業持分の三分の  
二（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以  
上に当たる多数の同意を得たものであること。

ロ 対象有価証券売買取引等であつて第三項で定めるところによ  
り公正な価額により行うもの又は不動産信託受益権に係る売買  
であつて合理的な方法により算出した価額により行う取引であ  
ること。

四 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運  
用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に取引説明  
（当該取引に係る価額の算出方法を含む。）を行い、当該全ての  
権利者の有する出資対象事業持分の三分の二（これを上回る  
割合を定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数の  
同意を得たものであること。

ロ 対象有価証券売買取引等又は不動産信託受益権に係る売買で  
ないこと。

五 (略)

2 前項第一号ロ、第二号ロ及び第四号ロの「対象有価証券売買取引  
等」とは、次に掲げる取引をいう。

(新設)

三 (略)

2 前項第一号ロの「対象有価証券売買取引等」とは、次に掲げる取  
引をいう。

一〇三 (略)

3 第一項第一号ロ及び第三号ロの対象有価証券売買取引等は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一〇六 (略)

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書(以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。)には、次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。)を記載しなければならない。

一 (略)

二 当該運用報告書の基準日における運用財産の状況として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ デリバティブ取引の銘柄(取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。次号ニ(2)において同じ。)、約定数量(数量がない場合にあつては、件数又は数量に準ずるもの。同号ニ(2)において同じ。)及び単価等(単価、対価の額、約定数値その他の取引一単位あたりの金額又は数値をいう。同号ニ(2)において同じ。)

三 当該運用報告書の対象期間における運用の状況として次に掲げ

一〇三 (略)

3 第一項第一号ロの対象有価証券売買取引等は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一〇六 (略)

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書(以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。)には、次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。)を記載しなければならない。

一 (略)

二 当該運用報告書の基準日における運用財産の状況として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ デリバティブ取引の銘柄(取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。次号ハ(2)において同じ。)、約定数量(数量がない場合にあつては、件数又は数量に準ずるもの。同号ハ(2)において同じ。)及び単価等(単価、対価の額、約定数値その他の取引一単位あたりの金額又は数値をいう。同号ハ(2)において同じ。)

三 当該運用報告書の対象期間における運用の状況として次に掲げ

<p>4 (略)</p>	<p>る事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 取引の種類</p> <p>ハ 金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名(適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分に係る契約に当該相手方から同意を得られない場合は当該相手方の商号、名称又は氏名の記載を要しない旨が定められている場合において、当該同意を得られないときを除く。)</p> <p>ニ (略)</p> <p>四〇十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象期間は、六月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間。第五項第三号において同じ。)を超えてはならない。</p> <p>一 権利者(投資一任契約の相手方に限る。)が存続厚生年金基金又は国民年金基金である場合 三月</p> <p>二 権利者(適格機関投資家等特例業務(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に限る。第五項第四号において同じ。))に係る契約の相手方に限る。)が令第十七条の十二第二項に掲げる要件に該当する権利を有する者である場合であつて、当該契約の契約書に対象期間が記載されているとき 一年</p>
<p>4 (略)</p>	<p>る事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 取引の種類及び金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名</p> <p>(新設)</p> <p>ハ (略)</p> <p>四〇十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 対象期間は、六月(権利者(投資一任契約の相手方に限る。)が存続厚生年金基金又は国民年金基金である場合にあつては、三月。第五項第三号において同じ。)を超えてはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

5 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 適格機関投資家等特例業務を行う場合であつて、当該適格機関投資家等特例業務に係る契約の相手方が特定投資家である場合

(説明書類の縦覧)

第一百七十四条の二 法第四十六条の四の規定により金融商品取引業者が説明書類をインターネットの利用その他の方法により公表する場合には、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならぬ。

(説明書類の縦覧)

第八十三条 法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならぬ。

2 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

5 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

第八十三条 法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書の写しを全ての営業所又は事務所に備え置く方法その他の方法により、法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供しなければならぬ。

2 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。）又は法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2) 当該登録等又は届出の年月日

(3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由

業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録又は許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。）の内容

(2) 当該登録等の年月日

(3) 当該登録等を取り消された年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容

ロ (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)～(4) (略)

(5) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) (略)

ニ～ヘ (略)

九 第九十九條第二号に該当する場合 次に掲げる事項

(4) 当該登録等を取り消された業務の内容

ロ (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)～(4) (略)

(5) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消された年月日及び理由

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) (略)

ニ～ヘ (略)

九 第九十九條第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

ヘ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト (略)

十〜十九 (略)

二十 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1)〜(4) (略)

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

イ〜ニ (略)

ホ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消された年月日及び理由

ヘ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト (略)

十〜十九 (略)

二十 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1)〜(4) (略)

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消された年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行つた法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合

六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4) (8) (略)

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) (略)

ハ (略)

二十一～二十五 (略)

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一～六 (略)

を含む。)、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4) (8) (略)

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消された年月日及び理由

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) (略)

ハ (略)

二十一～二十五 (略)

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一～六 (略)

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
- (2) (略)

ロ (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

(4) 当該金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ニ (略)

八 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 取消しを命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
- (2) (略)

ロ (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

(4) 当該金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消された場合にあつては、取消しを命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となる外国の法令及びその訳文

ニ (略)

八 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され

、又は命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

九〇十五 (略)

十六 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1) (4) (略)

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなつた場合にあつては、取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合で、外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠となつた外国の法令及びその訳文

た場合にあつては、取消しの根拠となる外国の法令及びその訳文

九〇十五 (略)

十六 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1) (4) (略)

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消された場合にあつては、登録等の取消しの根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなつた場合にあつては、取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合で、外国において登録等を取り消された場合にあつては、取消しの根拠となつた外国の法令及びその訳文

(3) (6) (略)

十七・十八 (略)

(説明書類の縦覧)

第二百八条の十三の二 法第五十七条の四の規定により特別金融商品取引業者が説明書類をインターネットの利用その他の方法により公表する場合には、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

(説明書類の縦覧)

第二百八条の二十六の二 法第五十七条の十六の規定により最終指定親会社が説明書類をインターネットの利用その他の方法により公表する場合には、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令

(3) (6) (略)

十七・十八 (略)

(新設)

(新設)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令

の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2) 当該登録等又は届出の年月日

(3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容

ロ (略)

四 次条第二号に該当する場合、次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二

の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等の内容

(2) 当該登録等の年月日

(3) 当該登録等を取り消された年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消された業務の内容

ロ (略)

四 次条第二号に該当する場合、次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消された年月日及び理由

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の

第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項又は第六十六條の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト（略）

五〇十（略）

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

(1)〜(4)（略）

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項又は第六十六條の四十第一項の規定

四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト（略）

五〇十（略）

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

(1)〜(4)（略）

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消された年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十九第一項又は第六十六條

による届出をした年月日及びその理由

(7) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4) (略)

(8) (略)

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4) (略)

(8) (略)

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消された年月日及び理由

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) (略)

十二ノ十八 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる書類

(1) 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面

(2) (略)

ロ (略)

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イハ (略)

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当するこ

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) (略)

十二ノ十八 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる書類

(1) 取消しを命ずる書面の写し又はこれに代わる書面

(2) (略)

ロ (略)

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イハ (略)

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当するこ

ととなった場合（外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。）にあつては、取消し又は廃止の根拠となる外国の法令

五〇七（略）

八 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1)～(4)（略）

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなった場合にあつては、取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合（外国において登録等を取り消され、又は業務

ととなった場合（外国において取り消された場合に限る。）にあつては、取消しの根拠となる外国の法令

五〇七（略）

八 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1)～(4)（略）

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消された場合にあつては、登録等の取消しの根拠となる外国の法令

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなった場合にあつては、取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合（外国において登録等を取り消された場合に限

の廃止を命ぜられた場合に限る。)にあつては、取消し又は  
廃止の根拠となつた外国の法令

(3) (6) (略)

九・十 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引  
所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載  
した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め  
る書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一～十三 (略)

十四 前条第七号に該当する場合(役員等が法第二十九条の四第一  
項第二号ニ又はホの規定に該当することとなつた場合で、外国に  
おいて取り消され、又は命ぜられた場合に限る。) 取消し又は  
廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は  
廃止の根拠となつた外国の法令及びその訳文

十五・十六 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 法第六十条の十四第二項において準用する法第  
六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取  
引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載し  
た届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める

る。)にあつては、取消しの根拠となつた外国の法令

(3) (6) (略)

九・十 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引  
所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載  
した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め  
る書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一～十三 (略)

十四 前条第七号に該当する場合(役員等が法第二十九条の四第一  
項第二号ニ又はホの規定に該当することとなつた場合で、外国に  
おいて取り消された場合に限る。) 取消しを命ずる書類の写し  
又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となつた外国の法令及  
びその訳文

十五・十六 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 法第六十条の十四第二項において準用する法第  
六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取  
引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載し  
た届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める

書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

十四 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となった外国の法令及びその訳文

十五・十六 (略)

#### 第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例

(適格機関投資家等特例業務の相手方)

第二百三十三条の二 令第十七条の十二第一項第六号に規定する前号に掲げる者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該前号に掲げる者（以下この項並びに第二百三十四条の二第一項第二号及び第二項第二号において「ファンド資産運用等業者」という。）の役員又は使用人

二 当該ファンド資産運用等業者の親会社等若しくは子会社等又は当該親会社等の子会社等

三 当該ファンド資産運用等業者が行う一のファンド資産（適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を有する者から出資又は拋出を受けた金銭その他の財産をいう。次号において同じ。）

書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

十四 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなった場合で、外国において取り消された場合に限る。） 取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となった外国の法令及びその訳文

十五・十六 (略)

#### 第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例

(新設)

（）の運用に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

四 当該ファンド資産運用等業者が一のファンド資産の運用として行うこととなる取引の対象となるもの（以下この号において「取引対象」という。）の価値等（取引対象の価値、オプションの対価の額又は取引対象に係る指標の動向をいう。以下この号において同じ。）若しくは価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断をいう。）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、当該ファンド資産運用等業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該ファンド資産運用等業者と締結している者又は当該投資判断に関し、当該方法により助言を行うことを約し、当該者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該者と締結している者

五 前三号に掲げる者の役員又は使用人

六 当該ファンド資産運用等業者（個人である者に限る。）並びに第一号及び前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

2 | 令第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。次項

第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれることとする。

3 令第十七条の十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げる全ての要件に該当する個人であること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること。

ロ 当該個人が金融商品取引業者等（外国の法令上これに相当する者を含む。）に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

二 業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。以下この号及び次項第四号ロにおいて同じ。）であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等としてその保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれる個人であること（業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）。

4 令第十七条の十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める者

は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が国若しくは地方公共団体により保有されている公益社団法人又はその拠出をされた金額の四分の一以上の金額が国若しくは地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であつて、地域の振興又は産業の振興に関する事業を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業をいう。）とするもの

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金（改正前厚生年金保険法第三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）

三 外国の法令上企業年金基金又は前号に掲げる者に相当する者であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産の合計額が百億円以上であると見込まれる者

四 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること。

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、組合理約、匿名組合理約若しくは

有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること（業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）。

五 次に掲げる者の子会社等又は関連会社等（令第十五条の十六第四項に規定する関連会社等をいう。次条第十一号及び第十二号において同じ。）

イ 金融商品取引業者等である法人

ロ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社

ハ 資本金の額が五千万円以上である法人

ニ 純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。次条第二号において同じ。）が五千万円以上である法人

六 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一日において、次のイに掲げる金額に対するロ及びハに掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上であると見込まれる会社であつて、代表者（令第十七条の十二第一項第十四号に掲げる者に該当する者に限る。以下この条において同じ。）のためにその資産を保有し、又は運用するもの

イ 当該一日における当該会社の資産の帳簿価額の総額

ロ 当該一日における次に掲げる資産（第八号において「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額

(1) 有価証券であつて、当該会社の特別子会社の株式又は持分

以外のもの

(2) 当該会社が現に自ら使用していない不動産（不動産の一部につき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。）

(3) ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

(4) 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

(5) 現金及び国内の金融機関に対する預貯金その他これらに類する資産

ハ 当該一の日以前の五年間において、当該会社の代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等（株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。）及び給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものの金額

七 外国出資対象事業持分の発行者（当該権利を有する者が適格機関投資家、出資対象事業持分の発行者、令第十七条の十二第一項第一号から第十四号までに掲げる者又は前各号若しくは次号に掲げる者である場合に限る。）

八 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の事業年度

における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上であると見込まれる会社であつて前各号に掲げる者のためにその資産を保有し、又は運用するもの

5 | 前項第六号ロ(1)の「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社を含む。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該他の会社のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいう。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、資産の帳簿価額の総額に対する有価証券（当該他の会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社を含む。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該他の会社の株式又は持分を除く。）及び前項第六号ロ(2)から(5)までに掲げる資産（次号において「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上であると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該一の日に属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上であると見込まれること。

6 | 第四項第六号ハ及び前項の「同族関係者」とは、当該会社の代表者（代表者であつた者を含む。以下この項において同じ。）の関係者のうち次に掲げるものをいう。

- 
- 一 当該代表者の親族
  - 二 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - 三 当該代表者の使用人
  - 四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
  - 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
  - 六 次に掲げる会社
    - イ 代表者等（当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）が会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該会社
    - ロ 代表者等及びこれとイの関係がある会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該他の会社
    - ハ 代表者等及びこれとイ又はロの関係がある会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該他の会社
- （投資に関する事項について知識及び経験を有する者）
- 第二百三十三条の三 令第十七条の十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その取得する出資対象事業持分に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 

（新設）

- 一 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社の役員
- 二 資本金の額又は純資産の額が五千万円以上である法人であつて法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書（同項に規定する有価証券報告書をいう。第九号において同じ。）を提出しているものの役員
- 三 前条第四項第四号ロに掲げる要件に該当する法人の役員
- 四 当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日前五年以内に前三号に掲げる要件のいずれかに該当していた者
- 五 当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日前五年以内に、前号又はこの号に該当する者として、当該出資対象事業持分と同一の発行者が発行する出資対象事業持分を取得した者
- 六 当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日前五年以内に前条第四項第四号ロに掲げる要件に該当する法人であつた者
- 七 次に掲げる業務のいずれかに、会社の役員若しくは従業者（特に専門的な能力であつて当該業務の継続の上で欠くことができないものを發揮して当該業務に従事した者に限る。）又は会社との間で当該業務の助言を行うことを約し、当該会社がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結した者として従事したと認められる期間が通算一年以上であつて、当該業務に最後に従事した日から当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日までの期間が五年以内である者
- イ 会社の設立、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける

- 者の募集又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。）の実施に関する業務
- ロ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業の譲受け若しくは譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得に関する業務
- ハ 発行株式の金融商品取引所への上場に関する業務
- ニ 会社の経営戦略の作成、貸借対照表若しくは損益計算書の作成又は株主総会若しくは取締役会の運営に関する業務
- 八 当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日前五年以内に提出された有価証券届出書（金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社が提出するものに限る。）において、株式の所有数の上位五十位までの株主として記載されている者
- 九 当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日前五年以内に提出された有価証券届出書（前号に規定するものを除く。）又は有価証券報告書において、株式の所有数の上位十位までの株主として記載されている者
- 十 認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）
- 十一 前各号（第六号を除く。）のいずれかに該当する個人に係る次のいずれかに該当する会社、組合その他これらに準ずる事業体

(外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この号及び次号において「会社等」という。)

イ 当該個人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）。

ロ 当該個人が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

十二 第一号から第十号までのいずれかに該当する会社等の子会社等又は関連会社等

(投資に関する事項について知識及び経験を有する者を相手方として適格機関投資家等特例業務を行うための要件)

第二百三十三条の四 令第十七条の十二第二項第一号イに規定する内閣府令で定める額は、現金及び預貯金の合計額とする。

2 令第十七条の十二第二項第一号イに規定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

3 令第十七条の十二第二項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、有価証券に対する投資を行った時点において次の各号に掲げる者が当該各号に定めるものを発行している場合における当該有価証券とする。

(新設)

- 
- 一 当該有価証券の発行者 次に掲げる有価証券で金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券登録原簿（法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下この項において同じ。）に登録されているもの
- イ 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- ロ 外国の者の発行する証券又は証書でイに掲げる有価証券の性質を有するもの
- 二 当該有価証券の発行者（会社法第二条第六号に規定する大会社であるものに限る。）の親会社等 前号イ又はロに掲げる有価証券で金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されているもの
- 三 当該有価証券の発行者の子会社等 第一号イ又はロに掲げる有価証券で金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されているもの
- 4 令第十七条の十二第二項第一号ロに規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する資金の借入れ又は債務の保証を行う場合であつて、当該借入れの額と保証債務の額との合計額が、出資者（同号に規定する出資者をいう。第二百三十九条の二第一項において同じ。）が出資又は抛出をした金銭その他の財産の価額の百分の十五を超えない場合とする。
- 一 弁済期限（弁済期限の延長があつた場合は、当該延長された期間を含む。）が百二十日を超えない資金の借入れ
-

- 二 保証期間（保証期間の延長があつた場合は、当該延長された期間を含む。）が百二十日を超えない債務の保証
- 三 出資対象事業に係る第二項各号に掲げる有価証券（投資を行つた時点において金融商品取引所に上場されているもの又は前項に規定するものを除く。）の発行者の債務の保証（当該保証債務の額が当該有価証券の額を超えないものに限る。）

（同種の新規発行権利）

第二百三十四条 令第十七条の十二第四項第二号ロに規定する当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利は、有価証券としての当該権利と発行者及び出資対象事業が同一である有価証券としての権利とする。

（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十四条の二 法第六十三条第一項第一号に規定する投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものは、出資対象事業持分に係る私募のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- 一 当該権利を有することとなる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいい、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金

（同種の新規発行権利）

第二百三十四条 令第十七条の十二第三項第二号ロに規定する当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利は、有価証券としての当該権利と発行者及び出資対象事業が同一である有価証券としての権利とする。

（新設）

銭その他の財産の総額から借入金額を控除した金額が五億円以上であると見込まれるものを除く。次項第一号において同じ。）であること。

二 当該権利を有することとなる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額に占める当該権利に対して次に掲げる者（適格機関投資家、令第十七条の十二第一項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当する者並びにファンド資産運用等業者の役員、使用人及び親会社等を除く。）が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額の割合が二分の一以上であること。

イ 第二百三十三条の二第一項第二号から第六号までに掲げる者  
ロ 第二百三十三条の三各号に掲げる者

2 | 法第六十二条第一項第二号に規定する投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものは、出資対象事業持分に係る当該権利を有する者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の運用を行う法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 当該権利を有する適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合であること。

二 当該権利を有する者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額に占める当該権利に対して次に掲げる者（適格機関投資家、令第十七条の十二第一項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当する者並びにファンド資産運用等業者の役員、使用人及び親会社等を除く。）が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額の

割合が二分の一以上であること。

- イ 第二百三十三条の二第一項第二号から第六号までに掲げる者
- ロ 第二百三十三条の三各号に掲げる者

(適格機関投資家等特例業務に係る届出)

第二百三十六条 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等(当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第二百二十七条第三項において同じ。)に提出しなければならない。

2 (略)

(削る)

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百三十八条 法第六十三条第二項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(適格機関投資家等特例業務に係る届出)

第二百三十六条 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、その者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に提出しなければならない。

2 (略)

3 第一項の届出書には、登記事項証明書(個人であるときは、住民票の抄本)又はこれに代わる書面を添付するものとする。ただし、

やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百三十八条 法第六十三条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びに当該届出を行う者のホームページアドレス

二 法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ 当該業務に係る出資対象事業持分の名称及び種別（出資対象事業持分の種別をいう。次号イにおいて同じ。）

ロ 当該業務に係る出資対象事業の内容

ハ 当該業務に係る出資対象事業持分を取得する適格機関投資家の商号、名称又は氏名、種別（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項各号の種別をいう。次号ハにおいて同じ。）及び数

ニ 適格機関投資家以外の者を相手方として当該業務に係る出資対象事業持分の私募を行う場合には、その旨

ホ 第二百三十三条の三各号に掲げる者を相手方として当該業務に係る出資対象事業持分の私募を行う場合には、その旨

ヘ ホに規定する場合には、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（次号へ並びに第二百三十九条の二第一項第八号及び第九号において「財務諸表等」という。）について監査を行う公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。次号へ及び同項第八号において同じ。）の氏名又は名称

三 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合

一 法第九十四条の六第三項各号に掲げる行為を業として行う場合には、その旨

二 法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ 当該業務に係る出資対象事業持分の名称

（新設）

ロ 当該業務に係る出資対象事業持分を取得する適格機関投資家（当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名）の商号、名称又は氏名

（新設）

（新設）

（新設）

三 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合

には、次に掲げる事項

イ 当該業務に係る出資対象事業持分の名称及び種別

ロ 当該業務に係る出資対象事業の内容

ハ 当該業務に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家の商号、名称又は氏名、種別及び数

ニ 適格機関投資家以外の者が当該業務に係る出資対象事業持分を有する場合には、その旨

ホ 第二百三十三条の三各号に掲げる者が当該業務に係る出資対象事業持分を有する場合には、その旨

ヘ ホに規定する場合には、当該業務に係る出資対象事業の財務諸表等について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

四 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号

五 外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称、所在地又は住所及び電話番号

(適格機関投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百三十八条の二 法第六十三条第三項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、第二号又は第四号に掲げる書類は、同条第二項の規定による届出後遅滞なく提出すれば足りる。

には、次に掲げる事項

イ 当該業務に係る出資対象事業持分の名称

(新設)

ロ 当該業務に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家(当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名)の商号、名称又は氏名

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 法人であるときは、次に掲げる書類
    - イ 役員及び重要な使用人（令第十七条の十三に規定する使用人をいう。以下この節において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
    - ロ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
    - ハ 役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法第六十三条第二項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
  - 二 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
  - ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等（法第六十三条第七項第一号ハに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
- 個人であるときは、次に掲げる書類
- イ 届出者及び重要な使用人の履歴書
  - ロ 届出者及び重要な使用人（届出者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面
  - ハ 届出者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該届出者及び重

要な使用人の氏名に併せて法第六十三条第二項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該届出者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面  
ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

三 法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げる事項を証する書面

(1) 投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額

(2) 当該適格機関投資家の借入金の額

ロ 次に掲げる事項を証する書面

(1) 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者が出資又は抛出をする金銭その他の財産の総額

(2) 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者のうち、第二百三十四条の二第一項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

四 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項を証する書面

(1) 投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額

(2) 当該適格機関投資家の借入金の額  
ロ 次に掲げる事項を証する書面

(1) 当該行為に係る出資対象事業持分を有する者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

(2) 当該行為に係る出資対象事業持分を有する者のうち、第二百三十四条の二第二項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

2 前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

(電磁的記録)

第二百三十八条の三 法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする

(新設)

- °
- 1 | 一 | 日本工業規格 X 六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
  - 二 | 日本工業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
  - 2 | 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
  - 一 | トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二五に規定する方式
  - 二 | ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格 X 〇六〇五に規定する方式
  - 3 | 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 | 届出者の商号又は名称
  - 二 | 届出年月日

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の内閣総理大臣による縦覧)

第二百三十八条の四 金融庁長官、特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、特例業務届出者又は金融商品取引業者等（法第六十三条の三第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十号の二に記載されている事項を当該特例業務届出者若しくは金融商品取引業者等の本店等

(新設)

の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 法第六十三条第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第二十号の二に記載されている事項とする。

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の特例業務届出者又は金融商品取引業者等による縦覧）

第二百三十八条の五 法第六十三条第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、別紙様式第二十号の二により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 法第六十三条第六項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第二十号の二に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第二十号の二に準じて英語で作成することができる。

（新設）

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百三十九条 法第六十三条第八項の規定により届出を行う特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、特例業務届出所管金融庁長官等(令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた特例業務届出者)にあっては金融庁長官、それ以外の特例業務届出者にあつては特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

2| 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一| 法第六十三条第二項第一号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ| 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書(個人であるときは、住民票の抄本)又はこれに代わる書面

ロ| 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十号により作成

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百三十九条 法第六十三条第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた特例業務届出者にあつては金融庁長官、それ以外の特例業務届出者にあつては当該特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に提出しなければならない。

2| 前項の届出書は、英語で記載することができる。

3| 第一項の書面は、別紙様式第二十号に準じて英語で作成することができる。

4| 第一項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一| 法第六十三条第二項第一号に掲げる事項について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書(個人であるときは、住民票の抄本)又はこれに代わる書面

した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 法第六十三条第二項第二号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 法第六十三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 役員に変更があった場合には、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ロ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員

二 法第六十三条第二項第二号、第三号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

（新設）

<p>等のいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面</p> <p>第二百三十八条第五号に掲げる事項について変更があった場合新たに国内における代理人となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面</p>	(新設)
<p>3 第一項の届出書及び前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。</p>	(新設)
<p>4 第一項の書面は、別紙様式第二十号に準じて英語で作成することができる。</p>	(新設)
<p>(契約書の写しの提出の手続等)</p> <p>第二百三十九条の二 法第六十三条第九項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	(新設)
<p>一 出資対象事業持分の名称</p> <p>二 出資対象事業の内容</p> <p>三 出資対象事業を行う営業所又は事務所の所在地</p> <p>四 出資者及び当該出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う者（以下この項において「ファンド資産運用者」という。）の商号、名称又は氏名及び住所</p>	
<p>五 出資者が出資又は拠出をする金額（金銭以外の財産を出資又は拠出の目的とするときは、その内容及び価額）</p>	
<p>六 出資対象事業持分に係る契約期間がある場合においては、当該</p>	

契約期間

- 七 出資対象事業の事業年度
- 八 ファンド資産運用者が、出資対象事業の事業年度ごとに、当該事業年度の財務諸表等を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けること。
- 九 ファンド資産運用者が、出資対象事業に係る事業年度終了後相  
当の期間内に、出資者に対し、財務諸表等及び前号の監査に係る  
報告書の写しを提供すること。
- 十 ファンド資産運用者が、出資対象事業に係る事業年度終了後相  
当の期間内に、出資者を招集して、出資者に対し出資対象事業の  
運営及び財産の運用状況を報告すること。
- 十一 出資者から出資又は拋出を受けた金銭その他の財産を充てて  
有価証券その他の資産に対する投資を行う場合において、ファン  
ド資産運用者が出資者に対し、その投資の内容を書面により通知  
すること。
- 十二 正当な事由がある場合において、出資者の有する出資対象事  
業持分の過半数（これを上回る割合を定めた場合には、その割合  
以上）の同意を得て、ファンド資産運用者を解任することができ  
ること。
- 十三 ファンド資産運用者が退任した場合において、全ての出資者  
の同意により、新たなファンド資産運用者を選任することができ  
ること。
- 十四 出資対象事業持分に係る契約の変更（軽微な変更を除く。）

をする場合において、出資者の有する出資対象事業持分の過半数（これを上回る割合を定めた場合には、その割合以上）の同意を得なければならないこと。

2 | 法第六十三条第九項に規定する同条第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 | 第二百三十八条第二号ホに掲げる事項（新たに同号に規定する業務を行う場合における変更に係るものに限る。）

二 | 第二百三十八条第三号ホに掲げる事項（新たに同号に規定する業務を行う場合における変更に係るものに限る。）

3 | 法第六十三条第九項により特例業務届出者又は金融商品取引業者等が出資対象事業持分に係る契約の契約書の写しを提出する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から三月以内に、特例業務届出者にあつては特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者等にあつては所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 | 法第六十三条第二項又は第六十三条の三第一項の規定による届出 | 当該届出が行われた日

二 | 法第六十三条第八項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出（前項各号に掲げる事項の変更に係るものに限る。） | 当該変更があつた日

4 | 特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、前項に規定する期間内に契約書の写しを提出することができない場合において、その旨を特例業務届出者にあつては特例業務届出所管金融庁長官等、金融

- 商品取引業者等にあつては所管金融庁長官等に届け出たときは、三月に限り、当該期間を延長することができる。
- 5 前項の届出は、届出書に、第三項に規定する期間内に提出することが困難な理由を記載した書面を添付して行わなければならない。
- 6 特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、第三項に規定する期間（第四項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に出資対象事業持分に係る契約を締結することができないときはその旨を、当該期間経過後遅滞なく、特例業務届出者にあつては特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者等にあつては所管金融庁長官等に届け出なければならない。
- 7 法第六十三条第十項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等が変更に係る契約の契約書の写しを提出する場合には、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面を添付して、当該変更後遅滞なく、特例業務届出者にあつては特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者等にあつては所管金融庁長官等に提出しなければならない。
- 8 第二条の規定にかかわらず、第三項及び前項の契約書の写しであつて日本語又は英語により記載されていないもの（特例業務届出者に係るものに限る。）には、日本語又は英語による訳文を付さなければならない。
- 9 第四項及び第六項の届出書並びに第五項の書面（特例業務届出者に係るものに限る。）は、英語で記載することができる。

(適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出)  
第二百四十条 法第六十三条第十三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(特例業務届出者の地位の承継の届出)  
第二百四十一条 法第六十三条の二第二項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第一項の特例業務届出者に係る特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。  
い。

一〇三 (略)  
四 承継した者が法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

(適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出)  
第二百四十条 法第六十三条第六項の規定により届出を行う特例業務届出者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を、令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた特例業務届出者にあつては金融庁長官、それ以外の特例業務届出者にあつては当該特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に提出しなければならない。

2 (略)

(特例業務届出者の地位の承継の届出)  
第二百四十一条 法第六十三条の二第二項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第一項の特例業務届出者が令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた特例業務届出者の場合にあつては金融庁長官、それ以外の特例業務届出者の場合にあつては当該特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に提出しなければならない。

一〇三 (略)  
(新設)

五 承継した者が法人であるときは、役員の名又は名称	(新設)
六 承継した者に重要な使用人があるときは、その者の氏名	(新設)
七 承継した者の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地	(新設)
八 承継した者が適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	(新設)
九 承継した者が他に事業を行っているときは、その事業の種類	(新設)
十 承継した者の主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びに当該承継した者のホームページアドレス	(新設)
十一 承継した者が外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号	(新設)
十二 承継した者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称、所在地又は住所及び電話番号	(新設)
2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。	(新設)
一 承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類	
イ 法第六十三条第七項第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）及び法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	
ロ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）	

- 
- ハ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ニ 役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
- ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
- 二 承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類
- イ 法第六十三条第七項第二号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ロ 承継した者及び重要な使用人の履歴書
- ハ 承継した者及び重要な使用人（承継した者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人を含む。ニにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ニ 承継した者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該承継した者及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該承継した者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
-

ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該承継した者及び重要な使用人が誓約する書面

三 法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項を証する書面

(1) 投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額

(2) 当該適格機関投資家の借入金の額

ロ 次に掲げる事項を証する書面

(1) 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

(2) 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者のうち、第二百三十四条の二第一項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

四 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家の  
全てが投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項  
を証する書面

(1) 投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任  
組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総  
額

(2) 当該適格機関投資家の借入金金額

ロ 次に掲げる事項を証する書面

(1) 当該行為に係る出資対象事業持分を有する者が出資又は拠  
出をする金銭その他の財産の総額

(2) 当該行為に係る出資対象事業持分を有する者のうち、第二  
百三十四条の二第二項第二号に掲げる者が出資又は拠出をす  
る金銭その他の財産の総額

3 第一項の届出書及び前項各号に掲げる書類は、英語で記載するこ  
とができる。

(特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十一条の二 法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣  
府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の  
規定に係る部分に限る。）若しくはハ又は第三号（重要な使用人  
に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イから

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(新設)

りまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三 定款を変更した場合

四 役職員に法令等に反する行為（適格機関投資家等特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。）以下この号及び次号並びに次条第一項第六号及び第七号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第一百八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。）

五 前号の事故等の詳細が判明した場合

六 訴訟若しくは調停（適格機関投資家等特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

七 外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を令第四十二条第二項の規定により金

出しなければならない。

一・二 (略)

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2) 当該登録等又は届出の年月日

(3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場

融庁長官の指定を受けた特例業務届出者にあつては金融庁長官、それ以外の特例業務届出者にあつては当該特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

合にあつては、次に掲げる事項

(1) 違反した法令の規定

(2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

ハ 法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 該当することとなつた者の氏名

(2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

(3) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において

準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項又は第六十六條の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該者が法第二十九條の四第一項第二号チに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

#### 四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九條の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつた役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

ハ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(新設)

- へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
- ト 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
- 五 前条第三号に該当する場合 次に掲げる事項
- イ 変更の内容及び理由
- ロ 変更の年月日
- 六 前条第四号に該当する場合 次に掲げる事項
- イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称
- ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
- ハ 事故等の概要
- 七 前条第五号に該当する場合 次に掲げる事項
- イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称
- ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
- ハ 事故等の詳細
- ニ 社内処分を行った場合はその内容
- 八 前条第六号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イ 訴訟又は調停の当事者となった場合にあっては、次に掲げる事項

- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
- (3) 管轄裁判所名
- (4) 事件の内容

ロ 訴訟又は調停が終了した場合にあっては、次に掲げる事項

- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟又は調停が終了した年月日
- (3) 判決又は和解の内容

九 前条第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 不利益処分の内容

ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由

2  
(略)

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第二百四十二条の二 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二百四十一条の二第一号に該当する場合 次にイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相

(新設)

2  
(略)

(新設)

当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面

(2) 当該外国の法令及びその訳文

ロ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(3) 当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) 当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止を命ず

る書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の  
根拠となる外国の法令及びその訳文

二| 第二百四十一条の二第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ| 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに  
該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しく  
は保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは  
保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ| 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに  
該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の  
裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

ハ| 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又  
はリに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決  
書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ| 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又  
はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され  
、又は命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠とな  
る外国の法令及びその訳文

三| 第二百四十一条の二第三号に該当する場合 変更後の定款

四| 第二百四十一条の二第七号に該当する場合 当該不利益処分を  
規定する外国の法令及びその訳文

2| 前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出

事項)

第二百四十四条 法第六十三条の三第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、別紙様式第二十一号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第六十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 第一項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項を証する書面

(1) 投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額

(2) 当該適格機関投資家の借入金の額

ロ 次に掲げる事項を証する書面

(1) 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者が出資又は抛出をする金銭その他の財産の総額

事項)

第二百四十四条 法第六十三条の三第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(法第六十三条の三第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条から第二百四十六条までにおいて同じ)は、別紙様式第二十一号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第六十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

(新設)

(2) 当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者のうち、第二百三十四条の二第一項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

二 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該行為に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項を証する書面

(1) 投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額

(2) 当該適格機関投資家の借入金金額

ロ 次に掲げる事項を証する書面

(1) 当該行為に係る出資対象事業持分を有する者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

(2) 当該行為に係る出資対象事業持分を有する者のうち、第二百三十四条の二第二項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十四条の二 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第八項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、変

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十四条の二 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、変

更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出）

第二百四十五条 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十条第三項第十三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出）

第二百四十六条 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十条の二第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の二第三項第三号に該当する場合 次イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ 第二百四十一条の二第四号に該当する場合 次に掲げる事項

更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出）

第二百四十五条 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十条第三項第六項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出）

第二百四十六条 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十条の二第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 （略）

（新設）

- 
- (1) 役員に法令等に反する行為（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において「事故等」という。）が発生した営業所又は事務所の名称
- (2) 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
- (3) 事故等の概要
- ロ 第二百四十一条の二第五号に該当する場合 次に掲げる事項
- (1) 事故等が発生した営業所又は事務所の名称
- (2) 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
- (3) 事故等の詳細
- (4) 社内処分を行った場合はその内容
- ハ 第二百四十一条の二第六号に該当する場合であつて、訴訟又は調停（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）の当事者となった場合 次に掲げる事項
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
- (3) 管轄裁判所名
- (4) 事件の内容
- ニ 第二百四十一条の二第六号に該当する場合であつて、訴訟又は調停が終了した場合 次に掲げる事項
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟又は調停が終了した年月日
- (3) 判決又は和解の内容
-

(業務に関する帳簿書類)

第二百四十六条の二 法第六十三条の四第一項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 第二百五十七条第一項第一号イ(1)から(4)まで及び二並びに第二号イに掲げる帳簿書類

二 法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第二百五十七条第一項第七号及び第九号に掲げる帳簿書類

三 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第二百五十七条第一項第十七号イからハまでに掲げる帳簿書類

2 前項各号に掲げる帳簿書類は、英語で記載することができる。

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日(第二百五十七条第一項第二号イに掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日(同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(事業報告書)

第二百四十六条の三 法第六十三条の四第二項(法第六十三条の三第

(新設)

- 二項において準用する場合を含む。)の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等が提出する事業報告書は、別紙様式第二十一号の二により作成しなければならない。
- 2 前項の事業報告書(特例業務届出者に係るものに限る。)は、別紙様式第二十一号の二に準じて英語で作成することができる。
- 3 特例業務届出者(会社に限る。)は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、指定国際会計基準又は修正国際基準(当該特例業務届出者が外国会社である場合にあつては、その主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国における公正妥当な企業会計の慣行を含む。)に従うものとする。
- 4 特例業務届出者(会社を除く。)は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行(当該特例業務届出者が外国に住所を有する個人である場合にあつては、その主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国における公正妥当な会計の慣行を含む。)に従うものとする。
- 5 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者(会社に限る)、法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。)は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

6 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社及び法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九條又は第二十三條の二の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第二百四十六條の四 外国人又は外国に住所を有する個人である特例業務届出者又は金融商品取引業者等（以下この条及び第二百四十六條の六において「外国法人等である特例業務届出者等」という。

）は、令第十七條の十三の三ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を特例業務届出者にあつては特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者等にあつては所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法第六十三條第二項又は第六十三條の三第一項の規定による届出の年月日

三 事業報告書の提出に關し当該承認を受けようとする期間

四 事業報告書に係る事業年度終了の日

五 事業報告書の提出に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一 定款又はこれに代わる書面

（新設）

二 当該承認申請書に記載された外国法人等である特例業務届出者等の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 特例業務届出所管金融庁長官等又は所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人等である特例業務届出者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に關して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人等である特例業務届出者等が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を特例業務届出者にあつては特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者等にあつては所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の

内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（特例業務届出者に係るものに限る。）は、英語で記載することができる。

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の五 法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、別紙様式第二十一号の三により作成した説明書類又は第二百四十六条の三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の四第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 前項の説明書類（特例業務届出者に係るものに限る。）は、別紙様式第二十一号の三に準じて英語で作成することができる。

3 法第六十三条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別

（新設）

紙様式第二十一号の三又は第二百四十六条の三第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第二百四十六条の六 外国法人等である特例業務届出者等は、令第十七条の十三の四ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を特例業務届出者にあつては特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者等にあつては所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法第六十三条第二項又は第六十三条の三第一項の規定による届出の年月日

三 説明書類の縦覧に関し当該承認を受けようとする期間

四 説明書類に係る事業年度終了の日

五 説明書類の縦覧に関し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された外国法人等である特例業務届出者等の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該

(新設)

法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 | 特例業務届出所管金融庁長官等又は所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人等である特例業務届出者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。

4 | 前項の承認は、同項の外国法人等である特例業務届出者等が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書類を特例業務届出者にあつては特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者等にあつては所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 | 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 | 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（特例業務届出者に係るものに限る。）は、英語で記載することができる。

（監督処分公告）

第二百四十六条の七 法第六十三条の五第六項の規定による公告は、官報により行うものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条（略）

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一～三（略）

四 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ（略）

ロ 取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

五 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

（新設）

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条（略）

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一～三（略）

四 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ（略）

ロ 取り消された年月日及び理由

五 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ (略)

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六・七 (略)

3 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

四 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなつた場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。）取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

（金融商品仲介業に関する報告書等）

第二百八十四条 (略)

2 法第六十六条の十七第二項の規定により金融商品仲介業者は、毎

イ (略)

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六・七 (略)

3 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

四 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなつた場合で、外国において取り消された場合に限る。）取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となる外国の法令及びその訳文

（金融商品仲介業に関する報告書等）

第二百八十四条 (略)

2 法第六十六条の十七第二項の規定により金融商品仲介業者は、毎

事業年度経過後四月を経過した日から一年間、前項の報告書の写しを金融商品仲介業を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により同条第二項の書面を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

3 (略)

(説明書類の縦覧)

第二百八十五条 法第六十六条の十八の規定により金融商品仲介業者は、同条の説明書類を、所属金融商品取引業者等の事業年度経過後四月を経過した日から一年間、金融商品仲介業を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 (略)

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二

事業年度経過後四月を経過した日から一年間、前項の報告書の写しを金融商品仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置く方法その他の方法により、同条第二項の書面を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 (略)

(説明書類の縦覧)

第二百八十五条 法第六十六条の十八の規定により金融商品仲介業者は、同条の説明書類を、所属金融商品取引業者等の事業年度経過後四月を経過した日から一年間、金融商品仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 (略)

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二

号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六・七 (略)

3 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二

号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 取り消された年月日及び理由

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六・七 (略)

3 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二

号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

（申請書等の提出先等）

第三百二十七条（略）

2（略）

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は金融商品仲介業者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地又は当該金融商品仲介業者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者又は金融商品仲介業者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合で、外国において取り消された場合に限る。） 取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消しの根拠となる外国の法令及びその訳文

（申請書等の提出先等）

第三百二十七条（略）

2（略）

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は金融商品仲介業者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地又は当該金融商品仲介業者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者又は金融商品仲介業者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4  
(略)

(情報通信の技術を利用する方法により提出することができる書類等)

第三百二十八条 この府令の規定により金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものにより提出することができる。

(標準処理期間)

第三百二十九条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、第五十九条第一項の許可、第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、同条第二項ただし書、第四十九条の四第二項及び令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書(法第六十六条の十五において準用する場合を含む。)の確認 一月

2  
(略)

4  
(略)

(新設)

(標準処理期間)

第三百二十八条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、第五十九条第一項の許可、第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、同条第二項ただし書、第四十九条の四第二項、第五十六条の四第三項及び第四項並びに令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書(法第六十六条の十五において準用する場合を含む。)の確認 一月

2  
(略)

改正案	現行
<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>1 業務の状況  (1)～(15) （略）  (16) みなし有価証券の売買等の状況  ①～③ （略）  ④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表  （表略）  （注意事項）  1 <u>みなし有価証券ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、発行者が関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(16)において同じ。）以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、その旨、情報を入手できない理由及び当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる。また、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、発行者が関係会社以外のみなし有価証券及び出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。</u>  <u>当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。</u>  <u>存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できないみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降5事業年度の事業報告書に記載すること。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況  （表略）  （注意事項）  1 <u>みなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できないみなし有価証券又は</u></p>	<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>1 業務の状況  (1)～(15) （略）  (16) みなし有価証券の売買等の状況  ①～③ （略）  ④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表  （表略）  （注意事項）  1 <u>みなし有価証券ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、発行者が関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(16)において同じ。）以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、その旨、情報を入手できない理由及び当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる。また、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、発行者が関係会社以外のみなし有価証券及び出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。</u>  <u>当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況  （表略）  （注意事項）  1 <u>みなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できないみなし有価証券又は</u></p>

改正案	現行
<p><u>出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。</u></p> <p><u>当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。</u></p> <p><u>存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できないみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降5事業年度の事業報告書に記載すること。</u></p> <p>2～13 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。</u></p> <p><u>当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。</u></p> <p>2～13 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行																
<p>別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） （第 1 面）</p> <p style="text-align: center;">適格機関投資家等特例業務に関する届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財 務（支）局 長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所又は所在地 電話番号（ ） — 商 号 又は名称 氏 名 （法人にあっては、代表者の役職氏名）</p> <p><u>（注意事項）</u></p> <p>1 届出書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。</p> <p>2 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。</p> <p>3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</p> <p>金融商品取引法第63条第2項の規定により、以下のとおり届け出ます。</p> <table border="1" data-bbox="104 1354 1311 1599"> <tr> <td>適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況</td> <td style="text-align: center;">別添 1 のとおり</td> </tr> <tr> <td>適格機関投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況</td> <td style="text-align: center;">別添 2 のとおり</td> </tr> <tr> <td>役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況</td> <td style="text-align: center;">別添 3 のとおり</td> </tr> </table>	適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添 1 のとおり	適格機関投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況	別添 2 のとおり	役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添 3 のとおり	<p>別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） （第 1 面）</p> <p style="text-align: center;">適格機関投資家等特例業務に関する届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財 務（支）局 長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所又は所在地 電話番号（ ） — 商 号 又は名称 氏 名 <span style="float: right;">印</span> （法人にあっては、代表者の役職氏名）</p> <p>金融商品取引法第 63 条第 2 項の規定により、以下のとおり届け出ます。</p> <table border="1" data-bbox="1462 1354 2669 1819"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 個人</th> <th style="text-align: center;">2 法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな) 商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな) 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人であるときは、資本金の額又は出資の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人であるときは、役員</td> <td style="text-align: center;">別添 1 のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	1 個人	2 法人	(ふりがな) 商号又は名称		(ふりがな) 氏 名		法人であるときは、資本金の額又は出資の総額		法人であるときは、役員	別添 1 のとおり
適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添 1 のとおり																
適格機関投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況	別添 2 のとおり																
役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添 3 のとおり																
1 個人	2 法人																
(ふりがな) 商号又は名称																	
(ふりがな) 氏 名																	
法人であるときは、資本金の額又は出資の総額																	
法人であるときは、役員	別添 1 のとおり																

改正案

現行

氏名又は名称	
適格機関投資家等特例業務 に関し、法令等を遵守させる ための指導に関する業務 を統括する使用人及び第 237 条第 1 項に規定する使 用人の氏名	別添 2 のとおり
適格機関投資家等特例業務 に関し、運用を行う部門を 統括する使用人及び第 237 条第 2 項に規定する使用人 の氏名	別添 3 のとおり
業務の種別	別添 4 のとおり
主たる営業所又は事務所の 名称及び所在地	別添 5 のとおり
他にしている事業の種類	別添 6 のとおり
第 238 条に定める事項	別添 7 のとおり

(注意事項)

「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(第 2 面)

(第 2 面)

(別添 1 : 適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

代表者		業務の種別		主たる営業所又は事務所			ホーム ページ アドレ ス	他に 行 っ て い る 事 業 の 種 類	資本金の 額又は出 資の総額 (円)
(ふりがな) 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			

(注意事項)

- 「業務の種別」の欄には、法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額 (円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載す

(別添 1 : 役員の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職名

改正案

現行

ること。

3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

(第3面)

(別添2：適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容	業務の種別		適格機関投資家の種別	適格機関投資家の数	適格機関投資家以外の出資者の有無	第233条の3各号に掲げる者の有無	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	適格機関投資家の商号、名称又は氏名
			私募・運用の別	届出の種別						

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)附則第2条第1項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。

(第3面)

(別添2：適格機関投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及び第237条第1項に規定する使用人の氏名)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

改正案	現行
<p>6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。</p> <p>なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。</p> <p>「金融商品取引業者等」 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。</p> <p>「金融機関等」 同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者をいう。</p> <p>「投資事業有限責任組合」 同項第18号に掲げる者をいう。</p> <p>「事業法人等」 同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。</p> <p>「個人」 定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。</p> <p>「外国法人又は外国人等」 同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。</p> <p>「その他」 定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。</p> <p>7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。</p> <p>8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。</p> <p>9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>10 「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。</p>	

改正案	現行										
(第4面)	(第4面)										
(別添3：役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況)	(別添3：適格機関投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する使用人及び第237条第2項に規定する使用人の氏名)										
商号、名称又は氏名	商号、名称又は氏名										
( 年 月 日現在)	( 年 月 日現在)										
1 役員及び政令で定める使用人の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">(ふりがな) 氏名又は名称</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">役職</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">政令で定める使用人の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">(ふりがな) 氏名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	(ふりがな) 氏名	役職名		
(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別									
(ふりがな) 氏名	役職名										
(注意事項) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要はないが、「3 国内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。</li> <li>2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。</li> <li>3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</li> </ol>											
2 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">所 在 地</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話 番 号								
名 称	所 在 地	電 話 番 号									
(注意事項) <p>適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。</p>											
3 国内における代表者又は国内における代理人の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">(ふりがな) 氏名、商号又は名称</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">所 在 地 又 は 住 所</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	(ふりがな) 氏名、商号又は名称	所 在 地 又 は 住 所	電 話 番 号								
(ふりがな) 氏名、商号又は名称	所 在 地 又 は 住 所	電 話 番 号									
(注意事項)											

改正案	現行				
<p>1 <u>届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第 63 条第 7 項第 2 号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。</u></p> <p>2 <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名、商号又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p>					
(削る)	<p>(第 5 面)</p> <p>(別添 4：業務の種別)</p>				
	<p>商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1459 602 2669 788"> <thead> <tr> <th data-bbox="1459 602 2669 680">業務の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1459 680 2669 738">1 法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1459 738 2669 788">2 法第 63 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 行おうとする業務の番号を○で囲むこと。</p>	業務の種別	1 法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務	2 法第 63 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務	
業務の種別					
1 法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務					
2 法第 63 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務					
(削る)	<p>(第 6 面)</p> <p>(別添 5：主たる営業所又は事務所の名称及び所在地)</p>				
	<p>商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1459 1027 2669 1232"> <thead> <tr> <th data-bbox="1459 1027 1811 1105">名 称</th> <th data-bbox="1811 1027 2669 1105">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1459 1105 1811 1232"></td> <td data-bbox="1811 1105 2669 1232"></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地		
名 称	所 在 地				
(削る)	<p>(第 7 面)</p> <p>(別添 6：他にしている事業の種類)</p>				
	<p>商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1459 1394 2669 1626"> <thead> <tr> <th data-bbox="1459 1394 2669 1452">他にしている事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1459 1452 2669 1626"></td> </tr> </tbody> </table>	他にしている事業の種類			
他にしている事業の種類					
(削る)	<p>(第 8 面)</p> <p>(別添 7：第 238 条に定める事項)</p> <p>商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p>				

改正案

現行

第 238 条 第 1 号 に 掲 げ る 事 項

(注意事項)

法第194条の6第3項各号に掲げる行為を業として行う場合は、その旨を記載すること。

	<u>イ 出資対象事業持分の名称</u>	<u>ロ 適格機関投資家の 商号、名称又は氏名</u>
<u>第 238 条 第 2 号 に 掲 げ る 事 項</u>		
<u>第 238 条 第 3 号 に 掲 げ る 事 項</u>		

(注意事項)

未定の場合には、その旨を記載すること。

改正案

現行

別紙様式第二十号の二（第二百三十八条の四、第二百三十八条の五関係）

（新設）

（日本工業規格 A 4）

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日時点

届出者 住所又は所在地  
商号  
又は名称  
氏名  
（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

- 1 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

1 適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況（ 年 月 日現在）

代表者		業務の種別		主たる営業所又は事務所			ホーム ページ アドレ ス	他に 行っ てい る事 業の 種類	資本金の 額又は出 資の総額 （円）
（ふりがな） 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			

（注意事項）

- 1 「業務の種別」の欄には、法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

2 適格機関投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況

改正案

現行

( 年 月 日現在)

出資 対象 事業 持分 の 名 称	出資 対象 事業 持分 の 種 別	出資 対象 事業 の 内 容	業務の種類		適格機 関投資 家の種 別	適格機 関投資 家の数	適格機関 投資家以 外の出資 者の有無	第 233 条 の 3 各号 に掲げる 者の有無	公認会計 士又は監 査法人の 氏名又は 名称
			私募・ 運用の 別	届出 の種 別					

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則 48 条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧 63 条」と、同法による改正後の金融商品取引法第 63 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係る業務である場合は「63 条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。  
 なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。  
 「金融商品取引業者等」  
 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 6 に

改正案

現行

において「定義府令」という。) 第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号又は第 21 号に掲げる者をいう。

「投資事業有限責任組合」

同項第 18 号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第 20 号、第 23 号イ又は第 23 号の 2 に掲げる者 (第 23 号イに掲げる者にあつては、居住者 (外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) 第 6 条第 1 項第 5 号前段に規定する居住者をいう。以下 6 において同じ。) に限る。) をいう。

「個人」

定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者 (居住者に限る。) をいう。

「外国法人又は外国人等」

同項第 3 号、第 6 号、第 22 号、第 23 号イ、第 23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ又は第 25 号から第 27 号までに掲げる者 (第 23 号イ及び第 24 号イに掲げる者にあつては非居住者 (外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。) に限り、第 23 号ロ及び第 24 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。) をいう。

「その他」

定義府令第 10 条第 1 項第 23 号ロ又は第 24 号ロに掲げる者 (外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。) をいう。

7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

8 「第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無」の欄には、第 233 条の 3 各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第 233 条の 3 各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。

3 役員及び政令で定める使用人の状況

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別

(注意事項)

1 外国法人にあつては、国内における代表者 (法第 63 条第 7 項第 1 号ニに規定する者をいう。) について記載する必要はない。

改正案

現行

2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。

3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

4 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

( 年 月 日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号

(注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

改正案										現行		
別紙様式第二十一号（第二百四十四条、第二百四十四条の二関係） （日本工業規格A4）										別紙様式第二十一号（第二百四十四条、第二百四十四条の二関係） （日本工業規格A4）		
金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特例業務に関する届出書 年 月 日										金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特例業務に関する届出書 年 月 日		
金融庁長官 財務（支）局長 殿										金融庁長官 財務（支）局長 殿		
届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号 住所又は所在地 商 号 又は名称 氏 名 （法人にあっては、代表者の役職氏名）										届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号 住所又は所在地 商 号 又は名称 氏 名 印 （法人にあっては、代表者の役職氏名）		
<u>（注意事項）</u>												
1 届出書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。												
2 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。												
金融商品取引法第63条の3第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。										金融商品取引法第63条の3第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。		
1 業務の種別										1 業務の種別		
業務の種別		私 募		運 用		主たる営業所又は事務所の 電話番号		ホームページアドレス		業務の種別		
										1 法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 2 法第63条第1項第2号に掲げる行為に係る業務		
<u>（注意事項）</u>										<u>（注意事項）</u>		
「業務の種別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。										行おうとする業務の番号を○で囲むこと。		
2 適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況										2 第244条第2項に定める事項		
出資 対象 事業 持分	出資 対象 事業 持分	出資 対象 事業 の内	業務の種別 私 届出	適格 機関 投資 家の	適格 機関 投資 家の	適格機 関投資 家以外 の出資	第233条 の3各号 に掲げる 者の有無	公認会 計士又 は監査 法人の	適格機関 投資家の 商号、名 称又は氏	イ 出資対象事業持分の名称		ロ 適格機関投資家の 商号、名称又は氏名
									第238条第2号に掲げ る事項			

改正案											現行		
の名称	の種別	容	募・運用の別	の種別	種別	数	者の有無		氏名又は名称	名			

(注意事項)

- 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 「私募・運用の別」の欄には、法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則 48 条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧 63 条」と、同法による改正後の金融商品取引法第 63 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係る業務である場合は「63 条」と記載すること。
- 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。  
 なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。  
「金融商品取引業者等」  
 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 6 に  
 おいて「定義府令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者をいう。  
「金融機関等」  
 同項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号又は第 21 号に掲げる者をいう。  
「投資事業有限責任組合」

第 238 条第 3 号に掲げる事項		

(注意事項)  
 未定の場合には、その旨を記載すること。

改正案

現行

同項第 18 号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第 20 号、第 23 号イ又は第 23 号の 2 に掲げる者（第 23 号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 5 号前段に規定する居住者をいう。以下 6 において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

同項第 3 号、第 6 号、第 22 号、第 23 号イ、第 23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ又は第 25 号から第 27 号までに掲げる者（第 23 号イ及び第 24 号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）に限り、第 23 号ロ及び第 24 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

定義府令第 10 条第 1 項第 23 号ロ又は第 24 号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。

- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無」の欄には、第 233 条の 3 各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第 233 条の 3 各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。
- 10 「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

3 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号

(注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

(新設)

改正案

現行

別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係）

(新設)

(日本工業規格 A 4)

第 期事業報告書 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

年 月 日提出

商号又は名称  
住所又は所在地  
氏名  
(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

事業報告書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

1 業務の状況

(1) 届出年月日

① 法第63条第2項又は第63条の3第1項の届出

年 月 日

② 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第2項、第4項又は第6項の届出

年 月 日

(2) 行っている業務の種類

(3) 当期の業務概要

(4) 説明書類に記載する事項

- |                         |
|-------------------------|
| 1 別紙様式第二十一号の三に記載されている事項 |
| 2 事業報告書に記載されている事項       |

(5) 株主総会決議事項の要旨

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤 名		
総数	名	名	名	名

② 役員の詳細

改正案		現行
役 職 名	氏 名 又 は 名 称	
③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況		
氏名、商号又は名称	住 所 又 は 所 在 地	電 話 番 号
(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況		
名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名
(8) 株主の状況		
氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
		%
その他 ( 名)		
計 名		100.00%
(9) 外部監査の状況		
公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監 査 の 内 容	
(注意事項)		
1 業務の状況		
(2) 行っている業務の種類		
当期末現在において行っている業務について、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第9項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家		

改正案	現行
<p><u>の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の2に規定する業務を行う場合はその旨を、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。</u></p> <p>(3) <u>当期の業務概要</u>  <u>当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。</u></p> <p>(4) <u>説明書類に記載する事項</u>  <u>法第63条の4第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の三に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。</u></p> <p>(5) <u>株主総会決議事項の要旨</u>  <u>届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、適格機関投資家等特例業務に関連しない決議事項にあつては、記載を要しない。</u></p> <p>(6) <u>役員及び使用人の状況</u></p> <p>① <u>役員及び使用人の総数</u>  <u>当期末現在における役員及び使用人（適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。</u></p> <p>② <u>役員の場合</u>  <u>当期末現在における役員の場合について記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。</u></p> <p>③ <u>国内における代表者又は国内における代理人の場合</u>  <u>届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。</u></p> <p>(7) <u>主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況</u>  <u>当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があつた場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があつた場合には、その旨を注記すること。</u></p> <p>(8) <u>株主の場合</u>  <u>届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。</u></p> <p>(9) <u>外部監査の場合</u>  <u>財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。</u></p>	

改正案

現行

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(10) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の私募の状況

区分	ファンド数		契約額	
	うち出資者が適格機関投資家のみ		うち出資者が適格機関投資家のみ	
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円	百万円
法第2条第2項第6号に係るもの				
合計				

(11) 法第63条第1項第2号に掲げる行為に係る業務の状況

① 内部管理の状況

--

(注意事項)

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 設定及び償還の状況

前期末			期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額	設定ファンド数		償還ファンド数	ファンド数
	百万円				百万円

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をい

改正案

現行

う。以下④及び⑫において同じ。)が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合(小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。)について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 1 投資先のファンド関係者(対象有価証券(第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。)の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産(以下1において「ファンド資産」という。)の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。)のうちに関係会社がある場合に記載すること。
- 2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類(投資先となる対象有価証券の種類をいう。)ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。
- 3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑫ ファンドの状況

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容		
出資対象事業持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	私募・運用の別	届出の種別
私募の期間		

改正案			現行
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			
存続期間			
出資者の状況	出資者の区分		出資者数
	適格機関投資家		名
	うち個人		名
	適格機関投資家以外の者		名
	うち個人		名
	合 計		名
主な出資者の種別	種別		出資割合
	1		%
	2		%
	3		%
適格機関投資家の出資額及び出資割合	出資額		円
	出資割合		%
適格機関投資家の状況	1	商号・名称又は氏名	
		区分	号
		出資額	円
		第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	号
		出資額	円
		第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	号
		出資額	円
		第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	号
		出資額	円

改正案					現行			
		5	第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円				
			商号・名称又は氏名					
			区分	号				
			出資額	円				
		6	第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円				
			商号・名称又は氏名					
			区分	号				
			出資額	円				
		7	第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円				
			商号・名称又は氏名					
			区分	号				
			出資額	円				
		8	第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円				
			商号・名称又は氏名					
			区分	号				
			出資額	円				
		9	第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円				
			商号・名称又は氏名					
			区分	号				
			出資額	円				
		10	第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円				
			商号・名称又は氏名					
			区分	号				
			出資額	円				
		適格機関投資家以外の者の状況	種別	数		出資額	出資割合	
			国・地方公共団体等	名		百万円	%	
			金融商品取引業者等	名		百万円	%	
			金融機関等	名		百万円	%	
			事業法人等	名		百万円	%	
			個人	名		百万円	%	

改正案					現行				
	外国法人又は外国人等		名	百万円	%				
	密接な関係を有する者		名	百万円	%				
	投資に関する事項について知識及び経験を有する者		名	百万円	%				
	その他		名	百万円	%				
ファンドの資産構成	区分		金額		備考				
	現金		百万円						
	有価証券		百万円						
	うち非上場株式		百万円						
	デリバティブ資産		百万円						
	合計		百万円						
先物取引の状況	ロング・ポジション			ショート・ポジション					
	百万円			百万円					
主な投資対象資産	区分			割合					
	1				%				
	2				%				
	3				%				
投資対象地域									
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方		取引額		備考				
			百万円						
			百万円						
			百万円						
総出資額					百万円		(百万円)		
純資産額					百万円				
純資産額(1年前)					百万円				
総資産額					百万円				
配当額(分配額)	配当等利回り		直近1年間の総支払配当等額		設定来総支払配当等累計額				
	%		百万円		百万円				
想定配当等利回り	%								
解約額	百万円		口		名				
償還額	百万円		口		名				
第233条の3各号に掲げる者を相手方と	第233条の3各号に掲げる者の有無								

改正案			現行
する場合	借入又は債務保証の有無		
	監査の状況	公認会計士又は監査 法人の氏名又は名称	
		監査の内容	
	第 239 条の 2 第 1 項第 10 号に規定 する報告の状況		
(注意事項)			
<p>1 法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「適格機関投資家の出資額及び出資割合」、「適格機関投資家の状況」、「適格機関投資家以外の者の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（1 年前）」及び「総資産額」の欄に記載すれば足りる。</p> <p>当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行った同項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。</p> <p>2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。</p> <p>3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。</p> <p>4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。</p> <p>5 「私募・運用の別」の欄には、当期において法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行った場合は「私募」と、当期末時点において同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、双方に該当する場合は「私募・運用」と記載すること。</p> <p>6 「届出の種別」の欄には、当該ファンドに関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則 48 条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧 63 条」と、同法による改正後の金融商品取引法第 63 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係る業務である場合は「63 条」と記載すること。</p> <p>7 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地</p>			

改正案	現行
<p>域の名称を記載すること。</p> <p>8 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。</p> <p>9 「主な出資者の種別」の欄には、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。</p> <p>なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（12において同じ。）。</p> <p>「国・地方公共団体等」  令第17条の12第1項第1号若しくは第3号に掲げる者又は第233条の2第4項第1号に掲げる者をいう。</p> <p>「金融商品取引業者等」  令第17条の12第1項第4号若しくは第5号又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下9及び11において「定義府令」という。）第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる者をいう。</p> <p>「金融機関等」  令第17条の12第1項第2号若しくは第12号に掲げる者又は第233条の2第4項第2号に掲げる者又は定義府令第10条第1項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号若しくは第21号に掲げる者をいう。</p> <p>「投資事業有限責任組合」  定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。</p> <p>「事業法人等」  令第17条の12第1項第7号から第11号までに掲げる者又は第233条の2第1項第2号、第4項第4号イ、第5号、第6号若しくは第8号に掲げる者（同条第1項第2号に掲げる者にあつては、親会社等に限る。）又は定義府令第10条第1項第20号、第23号イ若しくは第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下9において同じ。）に限る。）をいう。</p> <p>「個人」  第233条の2第1項第1号若しくは第3項第1号に掲げる者（居住者に限る。）又は定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。</p> <p>「外国法人又は外国人等」  令第17条の12第1項第13号に掲げる者又は第233条の2第1項第1号、第3項第1号、第2号、第4項第3号若しくは第4号ロ、第7号に掲げる者（同条第1項第1号又は第3項第1号に掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下9において同じ。）に限り、第233条の2第3項第2号又は第4号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）又は定義府令第10条第1項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第</p>	

改正案	現行
<p><u>23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ若しくは第 25 号から第 27 号までに掲げる者（第 23 号イ又は第 24 号イに掲げる者にあつては非居住者に限り、第 23 号ロ又は第 24 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。</u></p> <p><u>「その他」</u></p> <p><u>上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。</u></p> <p>10 「<u>適格機関投資家の出資額及び出資割合</u>」の「<u>出資割合</u>」の欄には、<u>総出資額に占める適格機関投資家の出資額の割合を記載すること。</u></p> <p>11 「<u>適格機関投資家の状況</u>」の欄には、<u>出資額が大きい順に上位 10 者について記載すること。「区分」の欄には、各適格機関投資家に関し、定義府令第 10 条第 1 項第 1 号から第 27 号までの区分の別について記載すること。「第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額」の欄には、適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合に、当該投資事業有限責任組合の組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金を控除した金額を記載すること。</u></p> <p>12 「<u>適格機関投資家以外の者の状況</u>」の欄には、<u>適格機関投資家以外の者について、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」、「密接な関係を有する者」（第 233 条の 2 第 1 項第 2 号（親会社等を除く。）から第 6 号に掲げる者（令第 17 条の 12 第 1 項各号（第 6 号を除く。）のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）」、「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」（第 233 条の 3 各号に掲げる者（令第 17 条の 12 第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）又は「その他」（「密接な関係を有する者」及び「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」を除く。）の種別ごとに、数、出資額及び出資割合を記載すること。また、「出資割合」の欄には、総出資額に占める各種別の出資割合を記載すること。</u></p> <p>13 「<u>ファンドの資産構成</u>」の欄には、<u>それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。</u>  <u>また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。</u></p> <p>14 「<u>先物取引の状況</u>」の欄のうち、「<u>ロング・ポジション</u>」の欄には、<u>先物取引（法第 2 条第 21 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下 14 において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。</u></p> <p>15 「<u>主な投資対象資産</u>」の欄には、<u>運用財産額に占める割合が大きい順に上位 3 位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。</u></p> <p>16 「<u>投資対象地域</u>」の欄には、<u>投資対象資産が存在する地域（日本、北米等）を記載すること。</u></p> <p>17 「<u>金融商品取引行為の相手方の状況</u>」の欄には、<u>当期において権利者のために行った金融</u></p>	

改正案	現行
<p>商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。</p> <p>「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。</p> <p>「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。</p> <p>「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。</p> <p>18 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。</p> <p>19 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。</p> <p>20 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。</p> <p>21 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。</p> <p>22 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行った場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。</p> <p>23 「借入又は債務保証の有無」の欄には、当該ファンドにおいて借入又は債務保証を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。</p> <p>24 「監査の内容」の欄には、外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。また、当該ファンドの財務諸表及び監査報告書の写しを添付すること。</p> <p>25 「第239条の2第1項第10号に規定する報告の状況」の欄には、当期における報告年月日、出資対象事業の運営及び財産の運用状況に関する報告の要旨を簡潔に記載すること。</p> <p>26 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。</p> <p>2 経理の状況</p>	

改正案	現行
<p>貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。</p>	

改正案

現行

別紙様式第二十一号の三（第二百四十六条の五関係）

(新設)

(日本工業規格 A 4)

第 期説明書類 ( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )  
 年 月 日

商号又は名称  
 住所又は所在地  
 氏名  
 (法人にあつては、代表者の役職氏名)

1 業務の状況

(1) 届出年月日

① 法第63条第2項又は第63条の3第1項の届出

年 月 日

② 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第2項、第4項又は第6項の届出

年 月 日

(2) 行っている業務の種類

(3) 当期の業務概要

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤 名		
総数	名	名	名	名

② 役員の状況

役職名	氏名又は名称

(5) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名

改正案			現行
計	店	計	名
(6) 外部監査の状況			
公認会計士又は監査法人の氏名又は名称		監査の内容	
(注意事項)			
1 業務の状況			
(2) 行っている業務の種類			
<p>当期末現在において行っている業務について、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第9項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の2に規定する業務を行う場合はその旨を、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。</p> <p>なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。</p>			
(3) 当期の業務概要			
<p>当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。</p>			
(4) 役員及び使用人の状況			
① 役員及び使用人の総数			
<p>当期末現在における役員及び使用人（適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。</p>			
② 役員の場合			
<p>当期末現在における役員ごとに表を作成して記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。）について記載する必要はない。</p>			
(5) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況			
<p>当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(5)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。</p>			
(6) 外部監査の状況			
<p>財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。</p> <p>「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。</p>			
(7) ファンドの状況			

改正案			現行
出資対象事業持分の名称			
出資対象事業の内容			
出資対象事業持分の種別			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			
存続期間			
出資者の状況	出資者の区分		出資者数
	適格機関投資家		名
	うち個人		名
	適格機関投資家以外の者		名
	うち個人		名
	合 計		名
適格機関投資家の出資額及び出資割合	出資額		円
	出資割合		%
第 233 条の 3 各号に掲げる者を相手方とする場合	第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無		
	監 査 の 状 況	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	
		監査の内容	

(注意事項)

- 法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業持分の種別」及び「出資者の状況」の欄に記載すれば足りる。  
当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行った同項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
- 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。6 において同じ。）の計算期間と適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

改正案	現行
<p>4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。</p> <p>5 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。</p> <p>6 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。</p> <p>7 「適格機関投資家の出資額及び出資割合」の「出資割合」の欄には、総出資額に占める適格機関投資家の出資額の割合を記載すること。</p> <p>8 「第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無」の欄には、第 233 条の 3 各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行った場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。</p> <p>9 「監査の内容」の欄には、外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。</p> <p>10 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。</p> <p>2 経理の状況</p> <p>貸借対照表、損益計算書を作成することとする。</p> <p>届出者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。</p> <p>届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が5億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。</p> <p>届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次条並びに附則第五条及び第六条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。ただし、第一条中金融商品取引業等に関する内閣府令第二十条第一項、第二十一条、第五十一条第一項及び第五十二条の改正規定並びに第四条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

### (運用財産相互間取引の禁止の適用除外)

第二条 改正法による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、旧法第二号適格機関投資家等特例業務（改正法附則第二条第一項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務をいい、出資対象事業持分（改正法による改正後の金融商品取引法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下この条及び次条において同じ）が金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三十八号）第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の十二第二項第一号から第三号までに掲げる要件に該当するものに限る。次条において同じ。）を行っている者がこの府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結した出資対象事業持分に係る契約に基づき出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う行為とする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等府令」という。）第三百三十四条第一項第三号ハ及び第三項の規定は、旧法第二号適格機関投資家等特例業務を行っている者が行う施行日前に締結した出資対象事業持分に係る契約に基づき出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用については、適用しない。

第四条 新金融商品取引業等府令別紙様式第十二号は、施行日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 改正法附則第三条第一項の規定により書面を提出する者は、新金融商品取引業等府令別紙様式第二十号（旧法金融商品取引業者等（改正法附則第二条第一項に規定する旧法届出金融商品取引業者等及び改正法附則第十条の規定による改正前の証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第四十八条第四項に規定する金融商品取引業者等をいう。次項において同じ。）にあつては、新金融商品取引業等府令別紙様式第二十一号）により作成した書面に、当該書面の写しを添付して、当該書面の提出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務

局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に提出しなければならない。

2 改正法附則第三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、新金融商品取引業等府令別紙様式第二十号（旧法金融商品取引業者等）にあっては、新金融商品取引業等府令別紙様式第二十一号）に記載されている事項とする。

3 第一項の書面（旧法特例業務届出者等（改正法附則第三条第一項に規定する旧法特例業務届出者等をいう。次条第二項において同じ。）に係るものに限る。）は、新金融商品取引業等府令別紙様式第二十号に準じて英語で作成することができる。

第六条 施行日から起算して六月以内に改正法による改正前の金融商品取引法第六十三条第二項各号に掲げる事項に変更があつた場合であつて、改正法附則第三条第一項の規定により書面を提出していないときに作成する当該変更後の内容を記載する書面については、新金融商品取引業等府令第二百三十九条第一項及び第二百四十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 前項の書面（旧法特例業務届出者等に係るものに限る。）は、第一条の規定による改正前の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第二十号に準じて英語で作成することができる。